

埼玉地方最低賃金審議会
会長 土屋 直樹 殿

埼玉労働局長
久知良 俊二

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別表のとおり下記 5 件の特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 埼玉県非鉄金属製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 2 号）
- 2 埼玉県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 3 号）
- 3 埼玉県輸送用機械器具製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 4 号）
- 4 埼玉県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 5 号）
- 5 埼玉県自動車小売業最低賃金
（平成 20 年埼玉労働局最低賃金公示第 7 号）